

事務連絡  
令和8年2月5日

事業主様

東京文具工業健康保険組合

「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴う  
「子ども・子育て支援金」の徴収について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は、少子化対策の抜本的な強化を図るため「子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」で取りまとめられた「子ども・子育て支援加速化プラン」（加速化プラン）を策定し、加速化プランに盛り込まれた「児童手当の拡充」をはじめとした様々な施策を実行するため、「子ども・子育て支援金制度」を創設し、令和8年度より開始されることとなりました。

「子ども・子育て支援金制度」とは、子ども・子育て支援法において、「社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済全体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」と位置づけられ、政府は、加速化プランで定められた少子化対策の様々な施策を実行するために必要となる費用に充てるため、事業主及び被保険者の皆様から「子ども・子育て支援金」を徴収することとなりました。

また、「子ども・子育て支援金」は、健康保険法において保険料と位置づけられるとともに、「子ども・子育て支援金」の徴収及び国への納付に関する事務手続きは、当組合等の医療保険者が行うことと定められたため、当組合は、毎月、これまでの保険料（健康保険料及び介護保険料）に加えて「子ども・子育て支援金」を事業主及び被保険者の皆様から徴収し、国へ納付することとなります。

「子ども・子育て支援金」の徴収等に関する詳細につきましては、下記のとおりとなりますので、被保険者の皆様へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 徴収開始時期

令和8年4月分保険料（令和8年5月納付分）から徴収いたします。

### 2. 対象者

被保険者

※ 産前産後休業・育児休業中で、保険料を免除されている方は除きます。

### 3. 子ども・子育て支援金率

令和8年度の支援金率は、0.23%となります。

※ 国で定められた支援金率となります。

支援金率は、令和10年度まで段階的に上げられることが想定されており、毎年度、国より支援金率が提示されます。

### 4. 対象者1人当たりの負担額

・給与分

標準報酬月額×子ども・子育て支援金率（0.23%）

・賞与分

標準賞与額×子ども・子育て支援金率（0.23%）

※ 負担割合は、事業主様と被保険者様の間で折半となります。

### 5. その他

・ 令和8年4月分保険料より従来の納入告知書に「子ども・子育て支援金」を加算して送付いたします。

なお、納入告知書の子ども・子育て支援金額については、被保険者の標準報酬月額の総計により、また、賞与の子ども・子育て支援金額については、標準賞与額の総計によりそれぞれ計算されます。

・ 被保険者負担分に円未満の端数が生じる場合は、従来の健康保険料及び介護保険料と同様の取り扱いとなります。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

東京文具工業健康保険組合

業務部 業務課 資格係

電話 03-3866-8141

ダイヤル番号 「1」